

商店街災害復旧等事業費補助金(商店街復旧事業) 提出書類チェックシート

提出日 令和 年 月 日

チェック欄		確認		
<input type="checkbox"/>		下記書類の作成にあたっては一切の偽りがないことを誓約します。 ※交付決定後に、虚偽が発覚した場合、交付決定の取消、交付した補助金の返還命令をすることがあります。		
チェック欄		提出書類		提出部数
<input type="checkbox"/>	① 第1号様式	商店街災害復旧等事業費補助金(商店街復旧事業)交付申請書【必須】		正本1部 副本1部
<input type="checkbox"/>	② 別紙1	補助事業計画書【必須】		正本1部 副本1部
<input type="checkbox"/>	③ 別紙2	暴力団排除に関する誓約書【必須】		正本1部 副本1部
<input type="checkbox"/>	④ 別紙3	地方公共団体からの支援表明書【必須】		正本1部 副本1部
		申請書に代表者印が押印されていることをご確認ください。		-
<input type="checkbox"/>	⑤ 別紙4	受領(見込み)保険金等に関する誓約書【必須】		正本1部 副本1部
チェック欄		添付書類(任意様式)		提出部数
<input type="checkbox"/>	⑥ その他 添付資料	工事施工に係る実施設計書の写し【必須】		2部
<input type="checkbox"/>		決算書類(原則直近2期)【必須】		2部
<input type="checkbox"/>		定款等の写し及び登記事項証明書【必須】		2部
<input type="checkbox"/>		都県税の未納が無い証明【必須】		2部
<input type="checkbox"/>		被災を証する書類【必須】 (原則、罹災証明書(被災証明書)を提出。ただし、取得が困難な場合、写真等での代替も可能)		2部
<input type="checkbox"/>		被災前の状況を証する書類【必須】 (固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書(税務申告書)、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書またはこれらの書類と同程度の証明が可能な書類及び共同施設関係図面)		2部
<input type="checkbox"/>		災害復旧費に係る書類 ※共通 【必須】 (復旧対象設備の仕様等がわかるカタログや取扱説明書等、復旧工事に係る図面(見積書等との整合するもの))		2部
<input type="checkbox"/>		災害復旧費に係る書類 ※交付申請後に災害復旧事業に着手する場合【必須】 (2者以上から徴収した見積書の写し、見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し、仕様書の写し)		2部
<input type="checkbox"/>		災害復旧費に係る書類 ※交付申請前に災害復旧事業に着手している場合【必須】 (災害復旧事業に着手した際の見積書の写し、災害復旧事業に係る請負契約書の写し、災害復旧事業に係る支払関係資料、災害復旧事業が終了しているときは工事等完了届及び工事等完了写真)		2部
<input type="checkbox"/>		商店街等街区図(事業実施場所を図示したもの)【必須】		2部
<input type="checkbox"/>	その他実施予定の事業を具体的に説明しうる資料等【任意】		2部	
<input type="checkbox"/>	その他知事が必要と認める書類		2部	

※1 申請書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

※2 申請書類の用紙の大きさはA4版片面印刷とします。
冊子や写真、図面等について、A4版片面印刷での提出が難しい場合、原本2部の提出をお願いします。

※3 各項目の内容について別紙を添付する場合は、単に「別紙添付」とせず、概要を記載した上で「詳細については別紙添付」等と記入してください。

※4 上記以外にも審査に当たり、書類等の提出を求める場合があります。また、原則、一度提出された書類の返却はできませんのでご了承ください。

※5 審査は、提出された申請書類による書面審査等によって行います。
申請書類(添付資料を含むすべての書類)は、事業内容等について、可能な限り具体的に記載してください。

※6 添付書類、参考資料等について、手書きで差し支えありませんので、ページ右上に「別紙〇関連」と記載してください。

※7 提出する申請書類には、書類ごとに、手書きで差し支えありませんので、必ず通しのページ番号を書類下部中央に付けてください。